

報告事項ツ

指定技能教育施設の連携科目の指定等について

指定技能教育施設の連携科目の指定及び解除について、別紙のとおり報告します。

令和4年3月19日

鳥取県教育委員会教育長 足羽英樹

指定技能教育施設の連携科目の指定等について

令和4年3月19日

1 指定技能教育施設の連携科目の指定解除（網掛けは公示事項）

(1) あすなろ高等専修学校について

ア 指定をする連携科目等（政令第34条、規則第3条） ※（新）は新課程

| 連携措置をとることができる科目 | 実施学年 | 連携措置をとることができる科目に対応する高等学校の科目 |
|-----------------|--------|-----------------------------|
| ビジネス基礎（新） | 1年次2単位 | ビジネス基礎（新） |

イ 指定の解除をする連携科目等（政令第34条、規則第3条） ※（旧）は旧課程

| 連携措置をとることができる科目 | 実施学年 | 連携措置をとることができる科目に対応する高等学校の科目 |
|-----------------|--------|-----------------------------|
| ビジネス基礎（旧） | 1年次2単位 | ビジネス基礎（旧） |

ウ 指定及び指定の解除をする理由

新学習指導要領の実施に伴い、連携科目を変更するため。

エ 指定及び解除年月日

令和4年4月1日

(2) 中央高等学園専修学校について

ア 指定をする連携科目等（政令第34条、規則第3条） ※（新）は新課程

| 連携措置をとることができる科目 | 実施学年 | 連携措置をとることができる科目に対応する高等学校の科目 |
|-----------------|--------|-----------------------------|
| ビジネス基礎（新） | 1年次4単位 | ビジネス基礎（新） |

イ 指定の解除をする連携科目等（政令第34条、規則第3条） ※（旧）は旧課程

| 連携措置をとることができる科目 | 実施学年 | 連携措置をとることができる科目に対応する高等学校の科目 |
|-----------------|--------|-----------------------------|
| ビジネス基礎（旧） | 1年次4単位 | ビジネス基礎（旧） |

ウ 指定及び指定の解除をする理由

新学習指導要領の実施に伴い、連携科目を変更するため。

エ 指定及び解除年月日

令和4年4月1日

(3) 若葉学習会専修学校について

ア 指定をする連携科目等（政令第34条、規則第3条） ※（新）は新課程

| 連携措置をとることができる科目 | 実施学年 | 連携措置をとることができる科目に対応する高等学校の科目 |
|-----------------|----------------------------|-----------------------------|
| マーケティング（新） | 1年次2単位 2年次2単位 | マーケティング（新） |
| 情報処理（新） | 1年次1単位 2年次1単位 3年次1単位 | 情報処理（新） |

イ 指定をする理由

新学習指導要領の実施に伴い、連携科目を変更するため。

ウ 指定年月日

令和4年4月1日

2 令和3年4月現在の指定状況

| 指定技能教育施設 (連携措置をとる高等学校) | 連携措置をとることができる科目 | 実施学年 | 連携措置をとることができる科目に対応する高等学校の科目 |
|---|-----------------|----------------------------|-----------------------------|
| 学校法人鶏鳴学園あすなろ高等専修学校 (クラーク記念国際高等学校 北海道深川市納内町3丁目2番40号) | ビジネス基礎 | 1年次2単位 | ビジネス基礎 |
| | ビジネス情報 | 2年次2単位 | ビジネス情報 |
| | 電子商取引 | 3年次2単位 | 電子商取引 |
| 中央高等学園専修学校 (星槎国際高等学校 北海道札幌市厚別区もみじ台北5丁目12-1) | ビジネス基礎 | 1年次4単位 | ビジネス基礎 |
| | 広告と販売促進 | 2年次4単位 | 広告と販売促進 |
| | 情報処理 | 3年次4単位 | 情報処理 |
| 学校法人ism若葉学習会専修学校 (クラーク記念国際高等学校 北海道深川市納内町3丁目2番40号) | 情報処理 | 1年次1単位 2年次1単位 3年次1単位 | 情報処理 |
| | 経済活動と法 | 3年次2単位 | 経済活動と法 |
| | マーケティング | 1年次2単位 2年次2単位 | マーケティング |

3 令和4年4月以降の指定状況 (予定)

| 指定技能教育施設 (連携措置をとる高等学校) | 連携措置をとることができる科目 | 実施学年 | 連携措置をとることができる科目に対応する高等学校の科目 |
|---|------------------------|------------------|-----------------------------|
| 学校法人鶏鳴学園あすなろ高等専修学校 (クラーク記念国際高等学校 北海道深川市納内町3丁目2番40号) | ビジネス基礎 (新) | 1年次2単位 | ビジネス基礎 (新) |
| | ビジネス情報 | 2年次2単位 | ビジネス情報 |
| | 電子商取引 | 3年次2単位 | 電子商取引 |
| 中央高等学園専修学校 (星槎国際高等学校 北海道札幌市厚別区もみじ台北5丁目12-1) | ビジネス基礎 (新) | 1年次4単位 | ビジネス基礎 (新) |
| | 広告と販売促進 | 2年次4単位 | 広告と販売促進 |
| | 情報処理 | 3年次4単位 | 情報処理 |
| 学校法人ism若葉学習会専修学校 (クラーク記念国際高等学校 北海道深川市納内町3丁目2番40号) | 情報処理 (新) | 1年次1単位 | 情報処理 (新) |
| | 情報処理 | 2年次1単位 | 情報処理 |
| | 情報処理 | 3年次1単位 | 情報処理 |
| 学校法人ism若葉学習会専修学校 (クラーク記念国際高等学校 北海道深川市納内町3丁目2番40号) | 経済活動と法 | 3年次2単位 | 経済活動と法 |
| | マーケティング (新) マーケティング | 1年次2単位 2年次2単位 | マーケティング (新) マーケティング |

※ (新) は新学習指導要領の科目で、令和4年度以降入学生が履修をする。

4 関連法令

- 学校教育法第55条
- 学校教育法施行令第32条～39条
- 技能教育施設の指定等に関する規則 (昭和37年文部省令第8号)
- 技能教育施設の指定の申請手続き等を定める規則 (平成11年鳥取県教育委員会規則第10号)